



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月29日（金） 第10138号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則（下水環境課）	2
<b>訓 令</b>	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	6
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の異動事項	7
○政治団体の解散届出	7
○資金管理団体の指定の取消し等	8
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
<b>企業管理規程</b>	
○群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（発電課）	10
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程（総務課）	10
<b>病院管理規程</b>	
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程（経営戦略課）	18
<b>議 会 訓 令</b>	
○群馬県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（総務課）	21
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（小児医療センター）	22
○同	22

■ 規 則

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十六号

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則(令和二年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三十六号から別記様式第三十八号までを次のように改める。

別記様式第36号（規格A4）

（群馬県流域下水道事業）振込依頼書

科目	本支店勘定
----	-------

依頼日	年 月 日	電 信 扱	手数料	公金	検印	
先方銀行	銀行名 支店名	金額	円			精査
受取人	群馬県流域下水道事業	(預金種別)	(口座番号)			
		納入者	(住所)			出納
(氏名)	起票					

（取扱店保管）

（群馬県流域下水道事業）納入通知書・領収証書

年 度	会 計 名		
所 属 名	登 録 番 号		
納入者	(住所)		
	(氏名)		
No.			
科 目			
金 額	円		
税 抜		消 費 税	
	合 計		
取引年月日	年 月 日		
被振込場所	銀行名 支店名		
納入目的			
納 期 限	年 月 日		
上記の通り納入してください。			
年 月 日			
			領収日付印

（取扱店→納入者）

（群馬県流域下水道事業）領収済通知票

年 度	会 計 名		
所 属 名	登 録 番 号		
納入者	(住所)		
	(氏名)		
No.			
科 目			
金 額	円		
税 抜		消 費 税	
	合 計		
取引年月日	年 月 日		
被振込場所	銀行名 支店名		
納入目的			
納 期 限	年 月 日		
上記の通り振り込みましたので通知します。			
年 月 日			
			領収日付印

（取扱店→出納取扱金融機関→会計管理者）

別記様式第37号（規格A4）

		科目		本支店勘定			
（群馬県流域下水道事業）戻入受入票							
依頼日	年 月 日	電 信 扱	手数料	公金	検印  精査  出納  起票		
先方銀行	銀行名 支店名	金額	円				
受取人			(預金種別)	(口座番号)			
	群馬県流域下水道事業						
納入者	(住所)						
	(氏名)						
（取扱店保管）							

（群馬県流域下水道事業）返納通知書・領収証書			
年 度	会 計 名		
所 属 名		登 録 番 号	
納入者	(住所)		
	(氏名)		
No.			
科 目			
金 額	円		
税 抜		消 費 税	
	合 計		
取引年月日	年 月 日		
被振込場所	銀行名 支店名		
納入目的			
返納期限	年 月 日		
上記の通り納入してください。			
年 月 日			
			領収日付印
（取扱店→納入者）			

（群馬県流域下水道事業）戻入済通知票			
年 度	会 計 名		
所 属 名		登 録 番 号	
納入者	(住所)		
	(氏名)		
No.			
科 目			
金 額	円		
税 抜		消 費 税	
	合 計		
取引年月日	年 月 日		
被振込場所	銀行名 支店名		
納入目的			
返納期限	年 月 日		
上記の通り振り込みましたので通知します。			
年 月 日			
			領収日付印
（取扱店→出納取扱金融機関→会計管理者）			

別記様式第38号(規格A4)

(群馬県流域下水道事業) 領収証

番 号					
納 人			金 額		
	取引年月日	年 月 日	税		消 費 税
			抜		
			合 計		
ただし、 上記金額を領収しました。 年 月 日 発行所属：					
登録番号					
会計名			資金名		

(納入者保管)

(電信扱)

(電信扱)

(群馬県流域下水道事業) 現金払込書(払込用)

会計名		
番 号		
納 人		
金 額		
ただし、 上記金額を払い込みます。 年 月 日 発行所属		
		領収済印
資金名		

(担当所属→取扱店)

(群馬県流域下水道事業) 領収証書(払込用)

会計名		
登録番号		
番 号		
納 人		
金 額		
税		消
	抜	費
		税
		合 計
取引年月日	年 月 日	
ただし、 上記金額を領収しました。 年 月 日 発行所属		
		領収済印
資金名		

(取扱店→担当所属)

附則  
この規則は、令和五年十月一日から施行する。

訓令

群馬県訓令甲第十号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第十五号、第十七条第四項ただし書、第十八条第一項、第三十四条の二第六項及び第七十四条(見出しを含む。)中「総務事務システム」を「庶務事務システム」に改める。

別記様式第十号の四の二注3、別記様式第十二号注4から注6まで及び注8、別記様式第十三号注2、別記様式第十四号の七注2並びに別記様式第十四号の八注5中「総務事務システム」を「庶務事務システム」に改める。

附則

この訓令は、令和五年十月二日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第151号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第1支部	主たる事務所の所在地	前橋市西大室町2655-1	高崎市吉井町長根1584-2	令和5年8月15日
	代表者の氏名	町田和明	後藤由美	令和5年8月15日
	会計責任者の氏名	笠原夏希	関口正美	令和5年8月15日
参政党群馬第5支部	主たる事務所の所在地	高崎市宮沢町1856-1	高崎市吉井町長根1584-2	令和5年8月14日
参政党群馬第5支部	主たる事務所の所在地	高崎市三ツ寺町1077-2	高崎市宮沢町1856-1	令和5年8月30日
参政党群馬県支部連合会	主たる事務所の所在地	高崎市宮沢町1856-1	高崎市吉井町長根1584-2	令和5年8月25日
自由民主党太田市連合支部	政治団体の名称	自由民主党太田市連合支部	自由民主党太田支部	令和5年8月16日
	会計責任者の氏名	高田靖	大川陽一	令和5年8月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
黒岩卓後援会	会計責任者の氏名	黒岩卓	坂田恭一	令和5年7月1日
日本薬業政治連盟群馬県支部	代表者の氏名	木村好二	星加修一	令和5年5月10日
山富会	代表者の氏名	町田錦一郎	佐伯詔一	令和5年5月23日
山本修後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡中之条町入山1637	吾妻郡中之条町入山1660	令和5年8月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第152号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称

等は、次のとおりである。

令和5年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県宅建支部	桜井文雄	令和5年7月25日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
たぐち晴美後援会	田口晴美	令和5年8月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第153号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
田口晴美	たぐち晴美後援会	令和5年8月9日

◎群馬県選挙管理委員会告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和5年9月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,948
- 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 299,672
- 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数



北群馬郡	10,054
甘楽郡	6,071
吾妻郡	14,752
利根郡	8,957
佐波郡	9,942
邑楽郡	26,769
前橋市	92,219
高崎市	102,793
桐生市	30,026
伊勢崎市	55,937
太田市	58,968
沼田市	12,839
館林市	20,537
渋川市	21,161
藤岡市・多野郡	18,701
富岡市	13,085
安中市	15,888
みどり市	13,766

企業管理規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和五年九月二十九日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業管理規程第九号

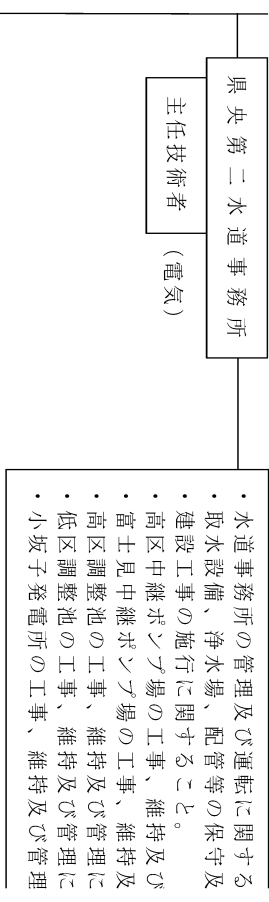
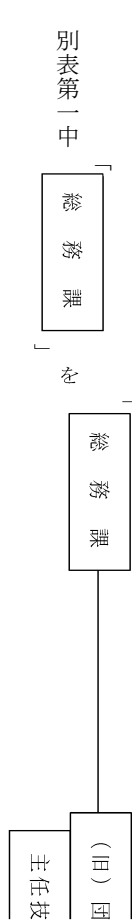
群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「団地総合事務所」を「(旧)団地総合事務所」に、「(旧)団地総合事務所」を「(旧)団地総合事務所」に改める。

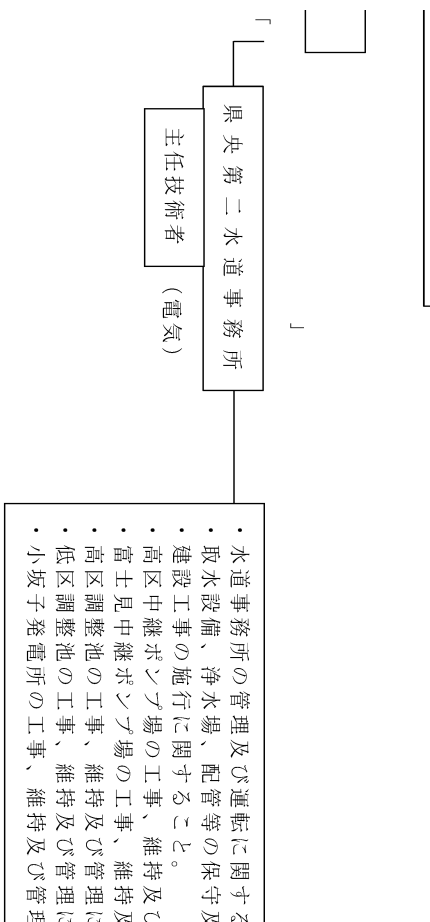
二水道事務所

水質検査センター」を「(旧)第二水道事務所」に改める。



こと。

び管理に関すること。  
管理に関すること。  
び管理に関すること。  
関すること。  
関すること。  
関すること。



こと。  
び管理に関すること。  
管理に関すること。  
び管理に関すること。  
関すること。  
関すること。  
関すること。

附則  
ハ)の規程は、令和五年十月一日から施行する。

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和五年九月二十九日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業管理規程第十号  
群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二百十条を次のように改める。

(消費税及び地方消費税の経理)

第二十條 収入調定者が課税売上げを調定した場合は、第四十二條第一項の規定により納人に対して送付する納入通知書は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第五十七條の四第一項に規定する適格請求書(以下「適格請求書」という。)でなければならぬ。

2 第四十六條の規定により納人が納付した納付金が課税売上げの場合は、収入調定者は、適格請求書を納人に交付しなければならない。

3 第四十七條第一項及び第二項の規定により企業出納員が課税売上げを収納した場合は、同條第三項の規定により企業出納員が納人に交付する領収証は、適格請求書でなければならぬ。

4 振替決定者は、前受金を課税売上げへ振り替えた場合は、適格請求書を納人に交付しなければならない。

5 収入調定者、企業出納員及び振替決定者は、前四項の規定により納人に交付した適格請求書に誤りがあった場合は、修正した適格請求書を納人に交付しなければならない。

6 収入調定者、企業出納員及び振替決定者は、交付した適格請求書のとおりになされた金額の全部又は一部をその後に発生した事由により返還する場合は、還付通知書(別記様式第七十八号)を納人に交付しなければならない。

7 前六項以外の消費税及び地方消費税に係る経理処理については、別に定める。別記様式第三十二号の二から別記様式第三十五号までを次のように改める。

別記様式第32号の2（規格16.9センチメートル×8.8センチメートル）（第37条関係）

（電信扱）			
（群馬県企業局）領収証書（払込用）			
会計名			
登録番号			
番号			
納人	（住所）		
	（氏名）		
金額			円
税 扱		円	消 費 税
		円	
	合計	円	
取引年月日	年	月	日
<p>ただし、</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発行所属 群馬県企業局 企業出納員 氏 名 様</p>			
		領収済印	
資金名			
（取扱店→担当所属）			

別記様式第33号（規格A4）（第42条関係）

(群馬県企業局) 振込依頼書		科目	本支店勘定		
依頼日	年 月 日	電 信 扱	手数料	公金	検印 精査 出納 起票
先方銀行	銀行名 支店名	金額	円		
受取人	ガンマケンキョウキョク	(預金種別)	(口座番号)		
	群馬県企業局				
納入者	(住所)				
	フリガナ (フリガナ) (氏名)				

(取扱店保管)

・ 3 電信扱いでお願いいたします。  
・ 3 枚切り離さずこのまま銀行へお持ちください。

(群馬県企業局) 納入通知書・領収証書

年度	会計名		
所属名	登録番号		
納入者	(住所)		
	(氏名)		
No.			
科目			
金額			
税 抜	円	消費 税	円
	円		円
合計	円		円
取引年月日	年 月 日		
被振込場所	銀行名 支店名		
納入目的			
納入期限	年 月 日		
上記の通り納入してください。 年 月 日			
(収入調定者) (氏名)			領収日付印
印			領収日付印

(取扱店→納入者)

(群馬県企業局) 領収済通知票

年度	会計名		
所属名	登録番号		
納入者	(住所)		
	(氏名)		
No.			
科目			
金額			
税 抜	円	消費 税	円
	円		円
合計	円		円
取引年月日	年 月 日		
被振込場所	銀行名 支店名		
納入目的			
納入期限	年 月 日		
上記の通り振り込みましたので通知します。 年 月 日			
印			領収日付印

(取扱店→群馬銀行県庁支店→企業局)

別記様式第34号（規格12.8センチメートル×17.6センチメートル）（第47条関係）

（群馬県企業局）領収証

番 号						
納 人	(住所)	金 額		円		
	(氏名)	税 抜		円	消 費 税	円
			円	円		
取引年月日	年 月 日		合 計	円		円
<p>ただし、</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>発行所属 群馬県企業局 企業出納員 氏 名 印</p>						
登録番号						
会計名			資金名			

（納入者保管）

別記様式第35号（規格16.9センチメートル×8.8センチメートル）（第49条関係）

（電信扱）	
（群馬県企業局）現金払込書（払込用）	
会計名	
番 号	
納 人	（住所）
	（氏名）
金 額	円
<p>ただし、</p> <p>上記金額を払い込みます。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p>発行所属 群馬県企業局 企業出納員                  氏                  名                  印</p> <p>群馬銀行                          支店      様</p> <p>（払込先） 先方銀行：銀行名                                 支店名</p> <p>預金種別：                          領収済印 口座番号： 受 取 人：群馬県企業局                                 <math>\text{クンマケンギキョウキョク}</math></p>	
資金名	
（担当所属→取扱店）	

別記様式第七十七号の次に次の一様式を加える。



別記様式第78号(規格A4)(第210条関係)

年 月 日

登録番号:

(会計名)

様

(収入調定者 氏 名)

(企業出納員 氏 名) 印

(振替決定者 氏 名)

還付通知書

No.

下記の通り、還付をしますので通知します。

還付元調定日		年 月 日	
還付金額		円	
税 抜		円	消 費 税
		円	
	合 計	円	
摘要			
振 込 口 座	(銀行名)		
	(支店名)		
	(預金種別)	(口座番号)	
	(コウサメイギ)		
	(口座名義)		

附則

- 1 この規程は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第三十二号の二及び別記様式第三十三号の規定はこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に調定する収入等について、別記様式第三十四号及び別記様式第三十五号の規定は施行日以後に収納する収入等について適用する。

■ 病院管理規程

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年九月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第九号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十二号の二を次のように改める。

別記様式第 3 2 号 (規格各片とも A 6) (第 2 9 条、第 3 4 条、第 3 9 条、第 4 5 条の 2、第 9 8 条関係)

納入通知 (領収) 書			
第 号 年度	納入住所 氏名	様	
特別会計	病院事業会計		
(款)	(項)	(目)	(節)
金額	金額	金額	金額
円	円	円	円
税率： (内消費税額 円) 納入目的 納入期限 年 月 日 納入場所 群馬県病院事業出納事務取扱店 又は群馬県病院局経営戦略課 上記のとおり納めてください。 年 月 日 取引年月日： 登録番号： (収入調定者) 印			
上記のとおり領収しました。 年 月 日 群馬県病院事業出納事務取扱店 又は群馬県病院局経営戦略課 企業出納員 氏名			収 納 済 印

収納通知書			
第 号 年度	納入住所 氏名	様	
特別会計	病院事業会計		
(款)	(項)	(目)	(節)
金額	金額	金額	金額
円	円	円	円
税率： (内消費税額 円) 納入目的 納入期限 年 月 日 群馬県病院事業出納事務取扱店 又は群馬県病院局経営戦略課 企業出納員 氏名			
取引年月日： 登録番号： あて			収 納 済 印

領収済通知書			
第 号 年度	納入住所 氏名	様	
特別会計	病院事業会計		
(款)	(項)	(目)	(節)
金額	金額	金額	金額
円	円	円	円
税率： (内消費税額 円) 納入目的 納入期限 年 月 日 上記のとおり領収しました。 年 月 日 取引年月日： 登録番号： 領収者 群馬県病院事業出納事務取扱店 又は群馬県病院局経営戦略課 企業出納員 氏名			
(収入調定者)			収 納 済 印

- 注 1 病院は、この様式に準じて作成のこと。  
 2 会計名は、赤刷りとする。  
 3 収入科目は、予算科目を記入すること。  
 4 この通知書は、3部複写式とする。

別記様式第32号の2(規格A4)(第29条、第34条、第39条、第98条関係)

<b>振込依頼書</b>		科目 本支店勘定	手数料
依頼日	電話扱		
先方銀行			
(預金種別)	(口座番号)		
税率額	(内消費税額 円)		
受取人			
納入者	(フリガナ)		
(取扱店保管)			
取引年月日			
登録番号			

<b>領収済通知票</b>		手数料
年度	会計名	所 属 名
納入者		
No.		
科 目	款	項 目 節
税率額	(内消費税額 円)	
被振込場所		
納入目的		
納入期限	年	月 日
上記のとおり振り込みましたので通知します。		
取引年月日		
登録番号		
		領収日付印
(取扱店→群馬銀行県庁支店→群馬県病院局)		

<b>納入通知書・領収証書</b>		手数料
年度	会計名	所 属 名
納入者		
No.		
科 目	款	項 目 節
税率額	(内消費税額 円)	
被振込場所		
納入目的		
納入期限	年	月 日
上記のとおり納入してください。		
年 月 日		
(収入調定者) 印		
		領収日付印
		取引年月日
		登録番号
(取扱店→納入者)		

注 病院は、この様式に準じて作成のこと。

附則  
この規程は、令和五年十月一日から施行し、改正後の規定は、同日以後に調定する収入等について適用する。

## ■ 議会訓令

### 群馬県議会訓令第2号

議会事務局

群馬県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

群馬県議会議長 安孫子 哲

#### 群馬県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

##### (目的)

第一条 この規程は、群馬県議会議員（以下「議員」という。）が群馬県に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

##### (報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第一号二において同じ。）における群馬県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号ニに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による訂正の届出があつた場合における当該届出による訂正後の報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧）

第四条 議長は、第二条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による訂正の届出を、当該報告をすべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧を請求することができる。

（委任）

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

##### 附則

この訓令は、公布の日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

**■ 落札**

次のとおり落札者を決定した。

令和5年9月29日

群馬県立小児医療センター院長 浜島 昭人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放射線情報システム 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社六濤群馬営業所 群馬県前橋市若宮町3-6-21
- 5 落札金額 67,914,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年7月18日

次のとおり落札者を決定した。

令和5年9月29日

群馬県立小児医療センター院長 浜島 昭人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 デジタルX線透視撮影システム 一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社六濤群馬営業所 群馬県前橋市若宮町3-6-21
- 5 落札金額 91,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年7月18日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111